

令和2年7月14日
株式会社 筑邦銀行

令和2年7月豪雨により借入金の返済が困難となった個人のお客さまへ

このたびの大雨により被災された皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。
皆さまの一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

このたびの大雨による被災は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

返済が困難であるなど生活再建でお悩みの個人のお客さまは、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除・減額を申し出ることができます。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」については、以下のサイトをご参照ください。

(一般社団法人 自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のウェブサイトへリンクしています)

<http://www.dgl.or.jp/>

以 上